

諮問日：平成28年3月10日（平成27年度（最情）諮問第28号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第17号）

件名：人事の辞令において、「任命する」、「補する」、「充てる」、「命ずる」の違いが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「人事の辞令において、「任命する」、「補する」、「充てる」、「命ずる」の違いが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年2月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る「任命する」、「補する」、「充てる」及び「命ずる」は、いずれも辞令における発令文言である。これらは、裁判所法、最高裁判所規則及び関係通達等の規定上の文言として用いられているところ、各発令文言の使い分けについては、当該各規定のほか、これまでの慣行を基礎として運用されているものであって、それぞれの違いに関して説明あるいは解説した文書を作成又は取得しているわけではない。

よって、裁判所において本件開示申出文書を保有していないことから、不開

示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月25日 審議
- ④ 同年5月11日 審議
- ⑤ 同年6月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、人事の辞令において用いられている「任命する」、「補する」、「充てる」及び「命ずる」の違いが分かる文書をいうものである。最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。
- 2 裁判所法並びに当委員会庶務に調査させた最高裁判所規則及び関係通達を見ると、裁判所職員等の人事に関し、「任命する」、「補する」、「充てる」及び「命ずる」等の文言を用いた規定又は定めがあることが確認できる。

これに対し、最高裁判所事務総長は、辞令上の発令文言の使い分けについては、上記の各規定又は定めのほか、これまでの慣行を基礎として運用しており、それぞれの違いに関して説明あるいは解説した文書を作成し、又は取得しているわけではないと説明する。これは、辞令の作成に当たっては、過去の例を参考にするなどしているが、それによって人事事務の運用上不都合はなく、事務処理に当たって参考にする文書は特に必要としないとの趣旨であると解される。その説明が不合理であるとはいえない。

確かに、裁判所法の逐条解説をした書籍には、同法の規定上の文言の解説はされているものの、それが辞令上どのように使われるかについての記述はなく、他にこれを解説した文書が存在することをうかがわせるような事情はない。苦

情申出人は、辞令を作成する以上、本件開示申出文書は存在するはずであると主張するようであるが、それがなくても事務処理上不都合はないとする上記説明は不合理とはいえず、他にこれが存在することをうかがわせるような具体的な事情の主張もない。

したがって、本件開示申出文書が存在するとは認められないというべきである。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人